**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十九年三月二十九日本巣市長の認可を得て理事の三分の二以上の同意により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月十五日

岐阜県本巣市根尾板所字上村五三八番二

社会福祉法人精華福祉会

清算人　北野　節子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道虻田郡ニセコ町字桂台九七番地、最後の住所北海道小樽市花園二丁目一一番五号西病院　被相続人　亡　繁在家松藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十五日

住所北海道小樽市富岡一丁目二四番七号

相続財産管理人　菰田　尚正

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道岩見沢市西川町六四六番地二五、最後の住所本籍と同じ

被相続人　亡　木元　光平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十五日

北海道岩見沢市一条西五丁目四番地二ライズビル二階弁護士法人小寺・松田法律事務所岩見沢事務所

相続財産管理人　弁護士　日和　優人

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岩手県奥州市江刺区伊手字二渡二五番地、最後の住所岩手県奥州市江刺区伊手字角谷一二二番地七　被相続人　亡　**菊池**　春吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十五日

事務所千葉県船橋市湊町二丁目一番八号幸福ビル五階すずらん法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久常　雅世

平成二十九年五月十五日

岩手県奥州市水沢区大手町五丁目一五番地

相続財産管理人　弁護士　岩崎　裕彌

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川八九三番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　尾上　純三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十五日

埼玉県熊谷市宮町一丁目三二番地　林法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙橋　和久

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍茨城県土浦市川口二丁目二九七三番地、最後の住所埼玉県北葛飾郡杉戸町大字才羽二一〇八番地一　良宝園

被相続人　亡　古川喜美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十五日

事務所千葉県柏市千代田一丁目二番五一号エスティビル三階　今野・髙島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙島　圭介

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都台東区蔵前三丁目二番地二、最後の住所千葉県市川市曽谷一丁目二二番二〇号

被相続人　亡　安田　信行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十五日

事務所千葉県市川市市川南一丁目九番二三号京葉住設市川ビル五階　弁護士法人リバーシティ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　梅村陽一郎

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍神奈川県小田原市国府津一六九一番地一四、最後の住所神奈川県小田原市国府津一六九一番地の一四　被相続人　亡　遠藤　俊則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十五日

神奈川県厚木市旭町一丁目二七番一号後藤ビル二階　弁護士法人前島綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　荒岡　恵子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍山梨県中央市臼井阿原九八四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　中込　清子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十五日

山梨県甲府市相生二丁目三番一九号ナトリビル二階ビイヘッドクラス法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小宮山高央

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍静岡県静岡市駿河区有東一丁目三八〇番地、最後の住所静岡県静岡市駿河区有東一丁目一八番一一号　被相続人　亡　長島磯五郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十五日

静岡県静岡市葵区追手町一〇番二〇九号

新中町ビル二階

相続財産管理人　弁護士　牧田　晃子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍名古屋市西区宝地町七〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　西子　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十五日

名古屋市中区丸の内一―一一―七伊藤ビル二階ローリエ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　木村　斉

## 第六十六回定時株主総会招集のお知らせ

平成二十九年五月二十二日（月）午前十時より東京都渋谷区笹塚一丁目六二番二号、東日本交通株式会社会議室において、当社の第六十六回定時株主総会を開催し、左記事項を付議いたしますから御出席下さいますようお知らせいたします。

平成二十九年五月十五日

東京都渋谷区笹塚一丁目六二番二号

**東日本交通株式会社**

代表取締役社長　榎元　正人

**株主各位**

会議の目的たる事項

第一号議案　第六十六期（自平成二十八年四月一日至平成二十九年三月三十一日）事業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表承認の件

第二号議案　剰余金についてのその他の処分に関する件

第三号議案　取締役および監査役任期満了による改選に関する件

第四号議案　その他